

規 則

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

埼玉県人事委員会委員長 馬 橋 隆 紀

埼玉県人事委員会規則一二―一三二

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（埼玉県人事委員会規則一二―一六）の一部を次のように改正する。

別表知事及び会計管理者本庁の項職の欄中
「調整幹 行政監察幹」を
「調整幹 政策幹 行政監察幹」に、

「感染症対策幹」を
「感染症対策幹 次世代産業幹」に改め、同表知事及び会計管理者地域機関産
業技術総合センターの項職の欄中「副室長（労働関係に関する事務を所掌するもの
に限る。）」を
「副室長（労働関係に関する事務を所掌するものに限る。）」に改
北部研究所副所長

「教育指導幹 地域教育幹」に改
め、同表教育委員会教育局本局の項職の欄中「教育指導幹」を
「教育指導幹 地域教育幹」に改
める。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。